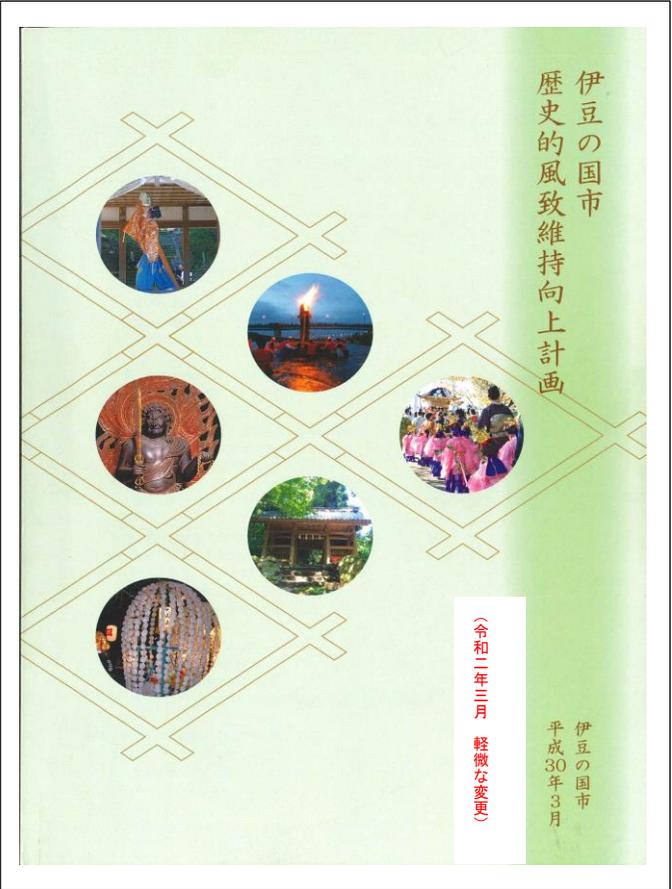
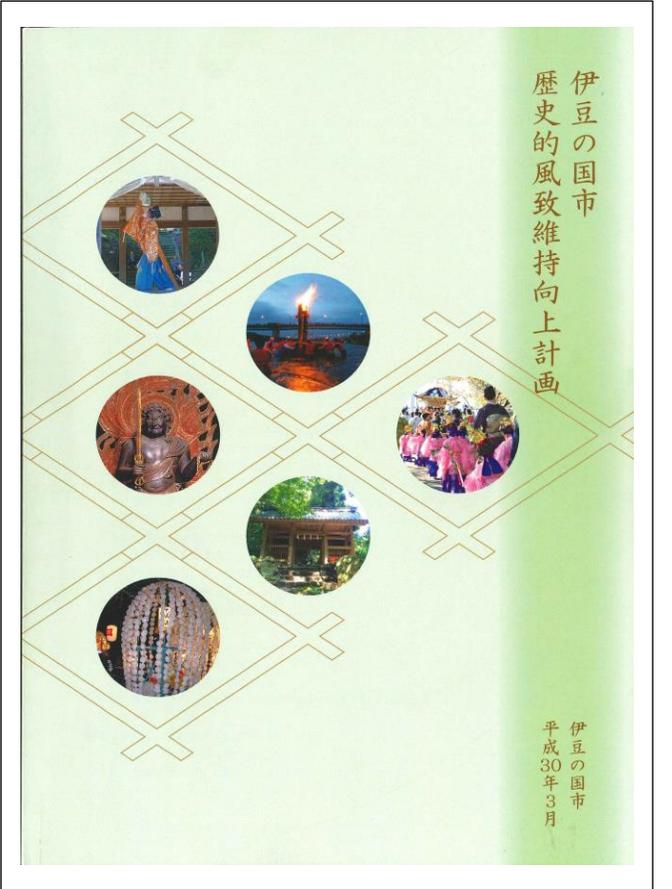


■歴史的風致維持向上計画一部改定 新旧対照表

新	旧
<p>(表紙)</p> 	<p>(表紙)</p> 

新	旧
<p data-bbox="203 212 297 244">(P3)</p> <p data-bbox="192 280 409 320">2. 計画期間</p> <p data-bbox="253 360 1016 440">本計画の計画期間は、平成30年度(2018)から<u>令和9年度</u>(2027)の10年間とする。</p> <p data-bbox="237 459 1104 539">なお、社会情勢の変化、文化財や歴史的風致の状況により、必要のある時は計画期間及び内容を随時適切に見直すこととする。</p>	<p data-bbox="1158 212 1252 244">(P3)</p> <p data-bbox="1146 280 1364 320">2. 計画期間</p> <p data-bbox="1207 360 1989 440">本計画の計画期間は、平成30年度(2018)から<u>平成39年度</u>(2027)の10年間とする。</p> <p data-bbox="1191 459 2063 539">なお、社会情勢の変化、文化財や歴史的風致の状況により、必要のある時は計画期間及び内容を随時適切に見直すこととする。</p>

新

(P42)

表1-2 指定文化財の件数(平成31年4月1日現在)

種別			国指定		県指定	市指定	計	
			国宝	重文				
有形文化財	建造物			1	1	-	2	
	美術工芸品	絵画			1			1
		彫刻	1		5	3		9
		工芸品			2	1		3
		書跡・典籍・古文書			1	2		3
		考古資料		1	1	2		4
	歴史資料		2			7	9	
民俗文化財	有形民俗文化財	衣食住に用いられるもの		1			1	
	無形民俗文化財					4	4	
記念物	史跡			6		10	16	
	天然記念物			1		3	4	
計			1	12	11	32	56	

旧

(P42)

表1-2 指定文化財の件数

種別			国指定		県指定	市指定	計	
			国宝	重文				
有形文化財	建造物			1	1	1	3	
	美術工芸品	絵画			1			1
		彫刻	1		5	3		9
		工芸品			2	1		3
		書跡・典籍・古文書			1	2		3
		考古資料		1	1	2		4
	歴史資料		2			6	8	
民俗文化財	有形民俗文化財	衣食住に用いられるもの		1			1	
	無形民俗文化財					4	4	
記念物	史跡			6		10	16	
	天然記念物			1		3	4	
計			1	12	11	32	56	

新	旧
<p data-bbox="203 212 315 244">(P124)</p> <p data-bbox="286 300 622 331"><b>第2次伊豆の国市総合計画</b></p> <p data-bbox="286 347 792 379">平成29年度～<b>令和7年度</b> (2017～2025)</p> <p data-bbox="253 411 958 459">ほんわり湯の国、<sup>うま</sup>美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国<sup>ひら</sup></p> <p data-bbox="253 491 987 523">基本方針1 豊かな自然に抱かれる 伊豆の国市 (自然・生活環境)</p> <p data-bbox="253 539 936 571">基本方針2 伊豆の国市にしごとをつくる (産業・経済・労働)</p> <p data-bbox="253 587 987 619">基本方針3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる (観光・交流)</p> <p data-bbox="253 635 1084 667">基本方針4 歴史に学び、未来を拓く 伊豆の国市 (歴史・文化・教育・研究)</p> <p data-bbox="253 683 936 715">基本方針5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市 (健康・福祉)</p> <p data-bbox="253 730 1084 762">基本方針6 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり (都市基盤・生活環境)</p> <p data-bbox="253 778 1055 810">基本方針7 みんなで創る 伊豆の国市 (行財政運営・自助・共助・公助)</p>	<p data-bbox="1158 212 1270 244">(P124)</p> <p data-bbox="1240 300 1576 331"><b>第2次伊豆の国市総合計画</b></p> <p data-bbox="1240 347 1702 379">平成29年度～<b>37年度</b> (2017～2025)</p> <p data-bbox="1207 411 1912 459">ほんわり湯の国、<sup>うま</sup>美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国<sup>ひら</sup></p> <p data-bbox="1207 491 1939 523">基本方針1 豊かな自然に抱かれる 伊豆の国市 (自然・生活環境)</p> <p data-bbox="1207 539 1895 571">基本方針2 伊豆の国市にしごとをつくる (産業・経済・労働)</p> <p data-bbox="1207 587 1939 619">基本方針3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる (観光・交流)</p> <p data-bbox="1207 635 2042 667">基本方針4 歴史に学び、未来を拓く 伊豆の国市 (歴史・文化・教育・研究)</p> <p data-bbox="1207 683 1895 715">基本方針5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市 (健康・福祉)</p> <p data-bbox="1207 730 2042 762">基本方針6 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり (都市基盤・生活環境)</p> <p data-bbox="1207 778 2016 810">基本方針7 みんなで創る 伊豆の国市 (行財政運営・自助・共助・公助)</p>

新	旧
<p data-bbox="203 212 315 244">(P125)</p> <p data-bbox="185 280 685 317">(1) 「第2次伊豆の国市総合計画」</p> <p data-bbox="241 360 1120 536">人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災などの大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成29年度(2017)から令和7年度(2025)を目標とする「第2次伊豆の国市総合計画」を策定した。</p> <p data-bbox="241 544 1120 727">この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、<sup>うま</sup>美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」とし、地域の自然・歴史・文化・芸術、そして世界遺産登録された「<sup>ひら</sup>韮山反射炉」を活かしたまちづくりを目指すこととしている。</p>	<p data-bbox="1158 212 1270 244">(P125)</p> <p data-bbox="1140 280 1639 317">(1) 「第2次伊豆の国市総合計画」</p> <p data-bbox="1196 360 2074 536">人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災などの大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成29年度(2017)から平成37年度(2025)を目標とする「第2次伊豆の国市総合計画」を策定した。</p> <p data-bbox="1196 544 2074 727">この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、<sup>うま</sup>美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」とし、地域の自然・歴史・文化・芸術、そして世界遺産登録された「<sup>ひら</sup>韮山反射炉」を活かしたまちづくりを目指すこととしている。</p>

新	旧
<p>(P127)</p> <p>(2) 「伊豆の国市都市計画マスタープラン」</p> <p>本計画は、平成 23 年（2011）3 月に策定され、<u>令和 10 年度</u>（2028）までの 18 年間を計画期間としている。</p> <p>「第 1 次伊豆の国市総合計画」を踏まえ、まちづくりの理念を「自然や歴史と共生する活力ある健康都市“伊豆の国”」とし、6 つのまちづくりの目標が掲げられ、その目標の一つである「③ 地域の歴史と文化を活かしたまちづくり」では、「市民にとって心のよりどころとなる歴史・文化を大切にしつつ、観光や街並みづくり等のまちづくりに活用するよう努める」としている。</p> <p>また、目指すべき将来都市構造では、「歴史・文化保全活用拠点」として、韮山反射炉、韮山城跡、江川邸、守山、北条氏邸跡など、本市の歴史を代表する史跡、遺跡の集中する地域を設定し、市の歴史資源や伝統文化及び地域特有の歴史的景観を保全・活用し、次世代へ受け継いでいくことが位置づけられている。</p>	<p>(P127)</p> <p>(2) 「伊豆の国市都市計画マスタープラン」</p> <p>本計画は、平成 23 年（2011）3 月に策定され、<u>平成 40 年度</u>（2028）までの 18 年間を計画期間としている。</p> <p>「第 1 次伊豆の国市総合計画」を踏まえ、まちづくりの理念を「自然や歴史と共生する活力ある健康都市“伊豆の国”」とし、6 つのまちづくりの目標が掲げられ、その目標の一つである「③ 地域の歴史と文化を活かしたまちづくり」では、「市民にとって心のよりどころとなる歴史・文化を大切にしつつ、観光や街並みづくり等のまちづくりに活用するよう努める」としている。</p> <p>また、目指すべき将来都市構造では、「歴史・文化保全活用拠点」として、韮山反射炉、韮山城跡、江川邸、守山、北条氏邸跡など、本市の歴史を代表する史跡、遺跡の集中する地域を設定し、市の歴史資源や伝統文化及び地域特有の歴史的景観を保全・活用し、次世代へ受け継いでいくことが位置づけられている。</p>

新	旧
<p>(P128)</p> <p>(3) 「伊豆の国市景観計画」</p> <p>平成 26 年 (2014) 6 月に策定し、平成 28 年 (2016) 5 月に改訂した「伊豆の国市景観計画」の計画期間は、<u>令和 6 年度</u> (2024) までの 10 年間としている。</p> <p>伊豆の国市の豊かな自然と、人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで伝えられてきた固有の資源を市民共有の財産として捉え、今後のまちづくりに活かし、伊豆の国市独自の景観形成を進めることを目的としている。</p> <p>市内全域を景観計画区域とし、韮山反射炉とその周辺部である「韮山反射炉周辺地区」を景観重点整備地区に設定している。</p> <p>景観形成の基本目標を「歴史と自然と人がおりなす潤いのまち伊豆の国」とし、その実現を図るため 5 つの景観形成の基本方針を定めている。そのうち、「② 歴史と文化が紡いだ景観を伝える」においては、韮山反射炉や温泉地の周辺の景観形成の方針を、「⑤ 人の暮らしや交流の景観を活かす」では、祭礼・イベントの継続的開催による賑わい景観の保全・創出を位置づけている。</p>	<p>(P128)</p> <p>(3) 「伊豆の国市景観計画」</p> <p>平成 26 年 (2014) 6 月に策定し、平成 28 年 (2016) 5 月に改訂した「伊豆の国市景観計画」の計画期間は、<u>平成 36 年度</u> (2024) までの 10 年間としている。</p> <p>伊豆の国市の豊かな自然と、人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで伝えられてきた固有の資源を市民共有の財産として捉え、今後のまちづくりに活かし、伊豆の国市独自の景観形成を進めることを目的としている。</p> <p>市内全域を景観計画区域とし、韮山反射炉とその周辺部である「韮山反射炉周辺地区」を景観重点整備地区に設定している。</p> <p>景観形成の基本目標を「歴史と自然と人がおりなす潤いのまち伊豆の国」とし、その実現を図るため 5 つの景観形成の基本方針を定めている。そのうち、「② 歴史と文化が紡いだ景観を伝える」においては、韮山反射炉や温泉地の周辺の景観形成の方針を、「⑤ 人の暮らしや交流の景観を活かす」では、祭礼・イベントの継続的開催による賑わい景観の保全・創出を位置づけている。</p>

新	旧
<p>(P133)</p> <p>(6) 「伊豆の国市観光基本計画」</p> <p>「伊豆の国市観光基本計画」は、平成27年(2015)3月に策定され、計画期間は令和6年度(2024)までとなっている。</p> <p>本計画では、「第1次伊豆の国市総合計画」を踏まえ、将来像を「毎日が魅力あるまち“おもてなしの伊豆の国”～歴史と温泉、豊かな自然と農産物 ありのままの魅力発信～」とし、この将来像を実現していくため、9つの基本計画を定めている。特に、「① 歴史資源を活かす観光地づくり」、「③ 温泉地の魅力づくり」、「⑤ 文化・芸術の郷づくり」において、歴史、文化を保全・活用し、観光振興を図っていくことが位置づけられている。</p>	<p>(P133)</p> <p>(6) 「伊豆の国市観光基本計画」</p> <p>「伊豆の国市観光基本計画」は、平成27年(2015)3月に策定され、計画期間は平成36年度(2024)までとなっている。</p> <p>本計画では、「第1次伊豆の国市総合計画」を踏まえ、将来像を「毎日が魅力あるまち“おもてなしの伊豆の国”～歴史と温泉、豊かな自然と農産物 ありのままの魅力発信～」とし、この将来像を実現していくため、9つの基本計画を定めている。特に、「① 歴史資源を活かす観光地づくり」、「③ 温泉地の魅力づくり」、「⑤ 文化・芸術の郷づくり」において、歴史、文化を保全・活用し、観光振興を図っていくことが位置づけられている。</p>

新	旧
<p>(P134)</p> <p>(1) 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する方針</p> <p>歴史的建造物の<sup>しっかい</sup>悉皆調査を、計画的に進めていく。国、県、市指定の文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)については、所有者・管理者等と連携しながら、修理や耐震化をはじめ適切な保存・活用に努める。</p> <p>未指定・未登録の歴史的建造物については、当該建造物の現状を把握し、歴史的価値を明らかにしていくとともに、所有者・管理者等と協議しながら、必要に応じて保存対策や活用の推進に努める。</p> <p>市が所有する歴史的建造物については、文化財指定・未指定の別に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、周辺の散策路等を整備するなど、より周遊しやすい環境を構築することを目指す。</p> <p>特に史跡<sup>しっかい</sup><u>葦山反射炉</u>については、「<u>史跡葦山反射炉保存管理計画</u>」及び「<u>葦山反射炉の保存・整備・活用に関する計画</u>」に基づき、<u>葦山反射炉</u>本体の適切な保存修理を実施する。保存修理にあたっては、文化庁・<u>静岡県文化財課</u>と十分な協議を行い、指導を得る。また、世界遺産にかかる関係部局である、内閣官房・静岡県富士山世界遺産課とも情報を共有し、必要な助言を得るものとする。</p>	<p>(P134)</p> <p>(1) 歴史的建造物の保存・活用の推進に関する方針</p> <p>歴史的建造物の<sup>しっかい</sup>悉皆調査を、計画的に進めていく。国、県、市指定の文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)については、所有者・管理者等と連携しながら、修理や耐震化をはじめ適切な保存・活用に努める。</p> <p>未指定・未登録の歴史的建造物については、当該建造物の現状を把握し、歴史的価値を明らかにしていくとともに、所有者・管理者等と協議しながら、必要に応じて保存対策や活用の推進に努める。</p> <p>市が所有する歴史的建造物については、文化財指定・未指定の別に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、周辺の散策路等を整備するなど、より周遊しやすい環境を構築することを目指す。</p> <p>特に史跡<sup>しっかい</sup>葦山反射炉については、「<u>史跡葦山反射炉保存管理計画</u>」及び「<u>葦山反射炉の保存・整備・活用に関する計画</u>」に基づき、<u>葦山反射炉</u>本体の適切な保存修理を実施する。保存修理にあたっては、文化庁・<u>静岡県教育委員会文化財保護課</u>と十分な協議を行い、指導を得る。また、世界遺産にかかる関係部局である、内閣官房・静岡県富士山世界遺産課とも情報を共有し、必要な助言を得るものとする。</p>

新	旧
<p>(P136)</p> <div data-bbox="414 272 846 804" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>庁内における進行管理・調整体制</p> <div data-bbox="439 392 822 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>歴史的風致維持向上計画推進            進庁内会議</p> <p>【構成】            観光課、建設課、文化財課、            都市計画課 他</p> </div> </div>	<p>(P136)</p> <div data-bbox="1402 272 1850 1094" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>庁内における進行管理・調整体制</p> <div data-bbox="1420 384 1827 659" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>歴史的風致維持向上計画策            定検討・調整機関（部長会）</p> </div> <div data-bbox="1626 687 1827 754" style="text-align: center;"> <p>↕ 連絡調整</p> </div> <div data-bbox="1420 788 1827 1027" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>歴史的風致維持向上計画策            定庁内会議</p> <p>【構成】            政策戦略課、観光課、農業商            工課、地域づくり推進課、文            化財課、都市計画課</p> </div> </div>

新	旧
<p>(P144)</p> <p>3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携</p> <p>(1) 「第2次伊豆の国市総合計画」</p> <p>人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災などの大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成29年度(2017)から令和7年度(2025)を目標とする「第2次伊豆の国市総合計画」を策定した。この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、<sup>うま</sup>美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」とし、地域の自然・歴史・文化・芸術、そして世界遺産登録された「<sup>ひら</sup>韮山反射炉」を活かしたまちづくりを目指すこととしている。</p>	<p>(P144)</p> <p>3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携</p> <p>(1) 「第2次伊豆の国市総合計画」</p> <p>人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災などの大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成29年度(2017)から平成37年度(2025)を目標とする「第2次伊豆の国市総合計画」を策定した。この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、<sup>うま</sup>美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」とし、地域の自然・歴史・文化・芸術、そして世界遺産登録された「<sup>ひら</sup>韮山反射炉」を活かしたまちづくりを目指すこととしている。</p>

新			旧		
(P 151) (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 「史跡韮山反射炉保存管理計画」 史跡韮山反射炉の保存管理を考える上での課題と解決への展望			(P 151) (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 「史跡韮山反射炉保存管理計画」 史跡韮山反射炉の保存管理を考える上での課題と解決への展望		
	課題	課題解決への展望		課題	課題解決への展望
(1) 反射炉本体の保存修理	<p>韮山反射炉は屋外に建っているため、煙突部の煉瓦や炉体部の石材の劣化進行は避けられない。劣化の進行を遅らせるとともに、できる限り良好な状態でオリジナルの部材を保存していくために、状況に応じて適切な保存修理を実施していく必要がある。</p> <p>しかし、江戸時代末期の近代化産業遺産であるだけでなく、国内に唯一現存する「実際に稼働した反射炉」という性質上、保存修理に関する類例がない。韮山反射炉自体における過去の保存修理事業も、実施当時の最善の方法を模索しつつ行われてきた。直近の保存修理から25年以上を経て、煉瓦・石材の表面劣化が進行しつつある現在、改めて最適な保存修理の方法を検討していかなければならない。</p>	<p>韮山反射炉本体の保存修理については、平成24年度(2012)から29年度(2017)にかけて、劣化状況の把握と現状記録、保存修理の施工方法を検討するための各種調査を目的とした韮山反射炉調査業務を実施している。今後、この調査結果を伊豆の国市史跡等整備調査委員会反射炉整備部会にて報告し、専門的知見を有する専門委員による検討を経て、保存修理の方針を決定していく。</p> <p>修理計画策定にあたっては、文化庁・<a href="#">静岡県文化財課</a>と十分な協議を行い、指導を得るとともに、世界遺産登録推進にかかる関係部局(内閣官房・静岡県富士山世界遺産課)とも情報を共有し、必要な助言を得るものとする。</p>	(1) 反射炉本体の保存修理	<p>韮山反射炉は屋外に建っているため、煙突部の煉瓦や炉体部の石材の劣化進行は避けられない。劣化の進行を遅らせるとともに、できる限り良好な状態でオリジナルの部材を保存していくために、状況に応じて適切な保存修理を実施していく必要がある。</p> <p>しかし、江戸時代末期の近代化産業遺産であるだけでなく、国内に唯一現存するという性質上、保存修理に関する類例がない。韮山反射炉自体における過去の保存修理事業も、実施当時の最善の方法を模索しつつ行われてきた。直近の保存修理から25年以上を経て、煉瓦・石材の表面劣化が進行しつつある現在、改めて最適な保存修理の方法を検討していかなければならない。</p>	<p>韮山反射炉本体の保存修理については、平成24年度(2012)から29年度(2017)にかけて、劣化状況の把握と現状記録、保存修理の施工方法を検討するための各種調査を目的とした韮山反射炉調査業務を実施している。今後、この調査結果を伊豆の国市史跡等整備調査委員会反射炉整備部会にて報告し、専門的知見を有する専門委員による検討を経て、保存修理の方針を決定していく。</p> <p>修理計画策定にあたっては、文化庁・<a href="#">静岡県教育委員会文化財保護課</a>と十分な協議を行い、指導を得るとともに、世界遺産登録推進にかかる関係部局(内閣官房・静岡県富士山世界遺産課)とも情報を共有し、必要な助言を得るものとする。</p>

新	旧
<p>(P158)</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>1. 伊豆の国市全体に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、平成31年(2019)4月現在で国指定文化財13件、国登録文化財3件、静岡県指定文化財11件、伊豆の国市指定文化財32件の、合計59件の有形・無形の文化財が所在している。</p> <p>これらの指定文化財は、文化財保護法や静岡県、伊豆の国市の文化財保護条例の他、関連法令に基づく必要な措置が講じられてきており、今後も引き続き保護のための措置を講ずる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く所在し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上でも、これらも保存・活用を図ることが重要である。</p> <p>文化財は指定・登録の有無を問わず、本市の歴史と文化を理解する上で必要不可欠なものであるため、必要な調査を行い、価値が認められたものについては市指定や国の登録制度の活用を検討することで適切な保護を行う。</p> <p>また、適切な保存管理や活用が図られるよう、防災対策等も含めた修理・整備を計画的に行う。</p> <p>さらに、祭礼行事や民俗芸能等については、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。</p>	<p>(P158)</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>1. 伊豆の国市全体に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、平成29年(2017)7月現在で国指定文化財13件、国登録文化財3件、静岡県指定文化財11件、伊豆の国市指定文化財32件の、合計59件の有形・無形の文化財が所在している。</p> <p>これらの指定文化財は、文化財保護法や静岡県、伊豆の国市の文化財保護条例の他、関連法令に基づく必要な措置が講じられてきており、今後も引き続き保護のための措置を講ずる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く所在し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上でも、これらも保存・活用を図ることが重要である。</p> <p>文化財は指定・登録の有無を問わず、本市の歴史と文化を理解する上で必要不可欠なものであるため、必要な調査を行い、価値が認められたものについては市指定や国の登録制度の活用を検討することで適切な保護を行う。</p> <p>また、適切な保存管理や活用が図られるよう、防災対策等も含めた修理・整備を計画的に行う。</p> <p>さらに、祭礼行事や民俗芸能等については、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。</p>

新	旧
<p>(P160)</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針</p> <p>本市には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が230箇所確認されており、その大半が発掘調査未実施であるものの重要な歴史的遺産と認識しており、文化財保護法に基づく保護が求められている。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、これまで知られていない遺跡が発見された場合の届出等については、その義務を徹底するとともに、<u>静岡県</u>の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。</p>	<p>(P160)</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針</p> <p>本市には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が230箇所確認されており、その大半が発掘調査未実施であるものの重要な歴史的遺産と認識しており、文化財保護法に基づく保護が求められている。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、これまで知られていない遺跡が発見された場合の届出等については、その義務を徹底するとともに、<u>静岡県教育委員会</u>の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。</p>

新	旧
<p>(P162)</p> <p>2. 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>重点区域内には、<u>国指定文化財が5件、県指定文化財が1件の、合計6件の指定文化財が所在する。</u>これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や静岡県及び伊豆の国市の文化財保護条例の他、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。</p>	<p>(P162)</p> <p>2. 重点区域に関する事項</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</p> <p>重点区域内には、<u>国指定文化財が6件、県指定文化財が1件、市指定文化財が2件の、合計9件の有形の指定文化財が所在する。</u>これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や静岡県及び伊豆の国市の文化財保護条例の他、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。</p>

新		旧	
(P172)		(P172)	
事業の名称	(1)-2 江川邸周辺の歴史的風致形成建造物保全事業	事業の名称	(1)-2 江川邸周辺の歴史的風致形成建造物保全事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>令和5年度</u> (2023)	事業期間	平成30年度(2018)～ <u>35年度</u> (2023)

新

(P173)

事業の名称	(1)-3 史跡韮山反射炉保存修理事業・史跡韮山反射炉整備事業
事業主体	伊豆の国市
支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業【史跡韮山反射炉保存修理】) 文化財保存事業費関係補助金 (埋蔵文化財緊急調査事業【史跡韮山反射炉】)
事業期間	平成 30 年度 (2018) ～ <u>令和 9 年度</u> (2027)

旧

(P173)

事業の名称	(1)-3 史跡韮山反射炉保存修理事業・史跡韮山反射炉整備事業
事業主体	伊豆の国市
支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業【史跡韮山反射炉保存修理】) 文化財保存事業費関係補助金 (埋蔵文化財緊急調査事業【史跡韮山反射炉】)
事業期間	平成 30 年度 (2018) ～ <u>39 年度</u> (2027)

新		旧	
(P174)		(P174)	
事業の名称	(2)-4 無形民俗文化財記録作成事業	事業の名称	(2)-4 無形民俗文化財記録作成事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	<u>令和元年度</u> (2019) ~ <u>令和5年度</u> (2023)	事業期間	<u>平成31年度</u> (2019) ~ <u>35年度</u> (2023)

新

(P175)

事業の名称	(2)-5 地域に根付いている祭事に対する運営支援事業
事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 30 年度 (2018) ~ <u>令和 9 年度</u> (2027)

旧

(P175)

事業の名称	(2)-5 地域に根付いている祭事に対する運営支援事業
事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 30 年度 (2018) ~ <u>39 年度</u> (2027)

新		旧	
(P176)		(P176)	
事業の名称	(3)-6 (重文) 葦山代官江川家関係資料美術工芸品保存修理等事業	事業の名称	(3)-6 (重文) 葦山代官江川家関係資料美術工芸品保存修理等事業
事業主体	公益財団法人江川文庫	事業主体	公益財団法人江川文庫
支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業【葦山代官江川家関係資料】) <u>文化資源活用事業費補助金(美術工芸品美観向上整備事業【葦山代官江川家関係資料】)</u>	支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業【葦山代官江川家関係資料】)
事業期間	平成 30 年度 (2018) ~ <u>令和 5 年度</u> (2023)	事業期間	平成 30 年度 (2018) ~ <u>35 年度</u> (2023)

新		旧	
(P177)		(P177)	
事業の名称	(3)-7 史跡韮山役所跡保存活用計画策定事業	事業の名称	(3)-7 史跡韮山役所跡保存活用計画策定事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (史跡等保存活用計画策定事業【史跡韮山役所跡】)	支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (史跡等保存活用計画策定事業【史跡韮山役所跡】)
事業期間	平成 30 年度 (2018) ~ <u>令和 5 年度 (2023)</u>	事業期間	平成 30 年度 (2018) ~ <u>32 年度 (2020)</u>

新		旧	
(P178)		(P178)	
事業の名称	(3)-8 史跡北条氏邸跡 <u>(円成寺跡)</u> 保存整備事業	事業の名称	(3)-8 史跡北条氏邸跡 <u>(円城寺跡)</u> 保存整備事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業【史跡北条氏邸跡 <u>(円成寺跡)</u> 】) 文化財保存事業費関係補助金 (埋蔵文化財緊急調査事業【史跡北条氏邸跡 <u>(円成寺跡)</u> 】)	支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業【史跡北条氏邸跡 <u>(円城寺跡)</u> 】) 文化財保存事業費関係補助金 (埋蔵文化財緊急調査事業【史跡北条氏邸跡 <u>(円城寺跡)</u> 】)
事業期間	平成 30 年度 (2018) ～ <u>令和 7 年度 (2025)</u>	事業期間	平成 30 年度 (2018) ～ <u>34 年度 (2022)</u>

新		旧	
(P179)		(P179)	
事業の名称	(3)-9 史跡公園整備事業「守山中世史跡群」PFI事業	事業の名称	(3)-9 史跡公園整備事業「守山中世史跡群」PFI事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	<u>令和4年度</u> (2022) ～ <u>令和7年度</u> (2025)	事業期間	<u>平成34年度</u> (2022) ～ <u>37年度</u> (2025)

新		旧	
(P180)		(P180)	
事業の名称	(3)-10 韮山城跡総合調査事業	事業の名称	(3)-10 韮山城跡総合調査事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (埋蔵文化財緊急調査事業【韮山城跡】)	支援事業名	文化財保存事業費関係補助金 (埋蔵文化財緊急調査事業【韮山城跡】)
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>令和6年度</u> (2024)	事業期間	平成30年度(2018)～ <u>36年度</u> (2024)

新		旧	
(P181)		(P181)	
事業の名称	(4)-11 江川邸と葦山反射炉を結ぶ道路の美装化事業	事業の名称	(4)-11 江川邸と葦山反射炉を結ぶ道路の美装化事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	<u>令和5年度</u> (2023) ～ <u>令和9年度</u> (2027)	事業期間	<u>平成35年度</u> (2023) ～ <u>39年度</u> (2027)

新		旧	
(P182)		(P182)	
事業の名称	(4)-12 重点区域における景観を阻害する電柱の撤去・移設事業	事業の名称	(4)-12 重点区域における景観を阻害する電柱の撤去・移設事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	<u>令和2年度</u> (2020) ～ <u>令和5年度</u> (2023)	事業期間	<u>平成32年度</u> (2020) ～ <u>35年度</u> (2023)

新		旧	
(P183)		(P183)	
事業の名称	(4)-13 長岡温泉街の中心部を通る道路の美装化事業	事業の名称	(4)-13 長岡温泉街の中心部を通る道路の美装化事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	<u>令和5年度</u> (2023) ～ <u>令和9年度</u> (2027)	事業期間	<u>平成35年度</u> (2023) ～ <u>39年度</u> (2027)

新		旧	
(P184)		(P184)	
事業の名称	(4)-14 民有地における伊豆長岡温泉活性化に向けたまちづくり・賑わいづくり創出事業	事業の名称	(4)-14 民有地における伊豆長岡温泉活性化に向けたまちづくり・賑わいづくり創出事業
事業主体	伊豆の国市、民間(該当区域所有者)	事業主体	伊豆の国市、民間(該当区域所有者)
支援事業名	市単独事業 他	支援事業名	市単独事業 他
事業期間	<u>令和元年度</u> (2019) ~ <u>令和9年度</u> (2027)	事業期間	<u>平成31年度</u> (2019) ~ <u>39年度</u> (2027)

新

(P185)

事業の名称	(4)-15 公共サイン整備事業
事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>令和9年度</u> (2027)

旧

(P185)

事業の名称	(4)-15 公共サイン整備事業
事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>39年度</u> (2027)

新

(P186)

事業の名称	(4)-16 市内民俗芸能・祭典等実施事業
事業主体	伊豆の国市観光協会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>令和9年度</u> (2027)

旧

(P186)

事業の名称	(4)-16 市内民俗芸能・祭典等実施事業
事業主体	伊豆の国市観光協会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>39年度</u> (2027)

新		旧	
(P187)		(P187)	
事業の名称	(5)-17 市民組織の活動費補助事業	事業の名称	(5)-17 市民組織の活動費補助事業
事業主体	伊豆の国市	事業主体	伊豆の国市
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～ <u>令和9年度</u> (2027)	事業期間	平成30年度(2018)～ <u>39年度</u> (2027)

新

(P203)

表 資-4 伊豆の国市における市指定文化財

番号	区分	種類	種別	名称	所有者 (管理者)	所在地	公開
28	市指定	有形文化財	歴史資料	荒木神社の俳額	宗教法人 荒木神社	原木	非公開

旧

(P203)

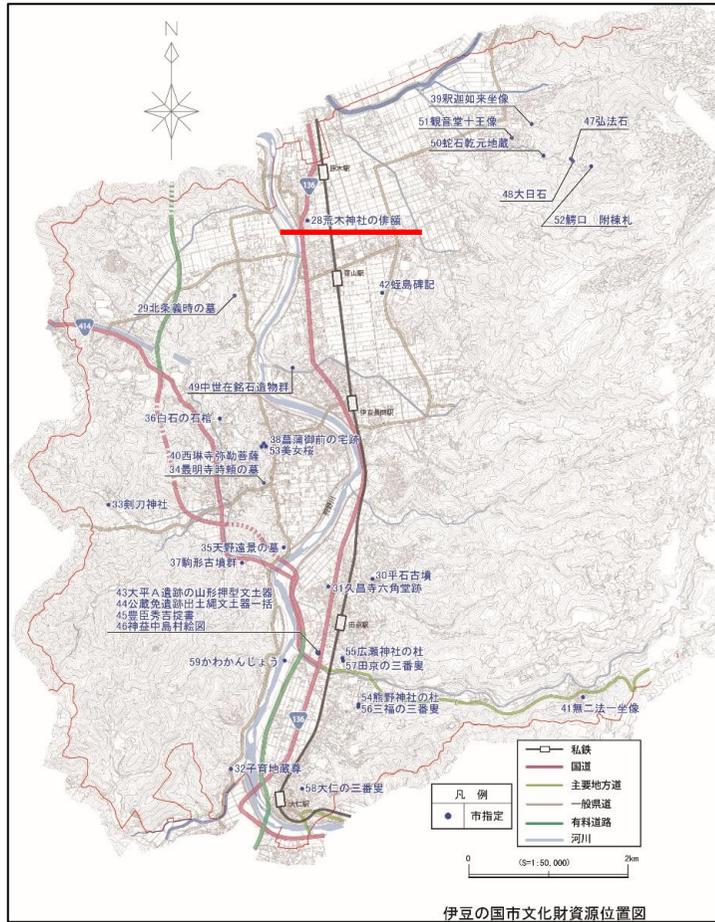
表 資-4 伊豆の国市における市指定文化財

番号	区分	種類	種別	名称	所有者 (管理者)	所在地	公開
28	市指定	有形文化財	建造物	旧長岡南小学校講堂	伊豆の国市	長岡	非公開

新

(P 205)

図 資-3 市内市指定文化財位置図



旧

(P 205)

図 資-3 市内市指定文化財位置図

